

平成22年度 低炭素都市づくりベストプラクティス 募集要領

低炭素都市推進協議会

1. 趣旨

地域における低炭素都市づくりに向けて、ライフスタイル、ビジネススタイルの転換など社会変革に向けたうねりを起こすため、低炭素都市推進協議会(以下「協議会」という。)に設置されたワーキンググループの構成員が実施している活動等の中から、地域の資源等を最大限に活用しつつ、温室効果ガスの中長期的な大幅削減に資するような先進的な事例(以下「ベストプラクティス」という)を表彰するものである。

こうした事例を他の協議会参加自治体等へも広く普及することにより、世界のモデルとなる低炭素都市づくりを促進することを目的とする。

ベストプラクティス受賞者は、平成23年2月11日に開催する国際会議(京都市)での表彰、及び平成23年度の全国展開型ベストプラクティス普及促進ワーキンググループでの模範事例としての発表等を予定している。

なお、ベストプラクティスの表彰については、協議会規約第3条第1号の「優れた取組に対する表彰・賞の授与」に基づき、平成21年度協議会第1回総会において、幹事会でその方針を決定することとされ、平成22年度協議会第1回総会において、幹事会で決定した選定方針が報告されている。

2. 募集する取組(求められる視点等)

上記の趣旨に合致する低炭素都市づくりに資する先進的な取組で、①これまでに実施した取組、または、②今後効果が期待される計画中的取組。この際、応募する取組には、以下に掲げる視点を備えていることが望ましい。

- ・社会変革効果が発現していること(特にライフスタイルやビジネススタイルの転換に資すること)
- ・温室効果ガス削減効果が発現していること(中長期的な削減に資すること)
- ・先導性・モデル性があること(他都市等への普及が見込めること)
- ・持続性が確保されていること(実施体制が確立していること、経済的自立が見込めること)
- ・地域連携を推進していること(地域の幅広い関係者の参加が見込めること)
- ・地域活性化効果が発現していること

※ ①の「これまでに実施した取組」については、事業は完了していないが、事業に着手し、温室効果ガス削減効果等が現れている取組を含む。

②の「今後効果が期待される計画中的取組」については、原則として平成22年度から実施され、今後5年以内に効果が発現するもの。

※ ②の「今後効果が期待される計画中的取組」については、上記の求める視点に関して、「発現していること」を「期待できること」に読み替えること。

### 3. 賞の種類

- ①ベストプラクティス賞(BPA)
- ②グッドプランニング賞(GPA)

※ 選考に際しては、書類選考とし、有識者への照会等を経て、協議会幹事会において決定する。

### 4. 応募資格

以下の①～②のいずれかに該当すること。

- ① 協議会に設置されているワーキンググループ(都市・地域の低炭素化施策推進ワーキンググループ、グリーン・エコノミーワーキンググループ)の事例集に掲載されている取組に係る実施主体(または関係団体)。
- ② ①に掲げるワーキンググループへの参加者。

### 5. 応募に際しての必要書類

応募に際しては、応募書式に以下に掲げる事項を記入し応募すること。必要に応じて参考資料を添付すること。

- ① 応募団体の概要(団体名、担当部署、推計人口、面積、団体の特徴等)
- ② 取組に関すること(事業名、事業主体、事業期間、事業費、利用制度、取組分野)
- ③ 取組概要(事業概要、事業イメージ(ポンチ絵、写真等))
- ④ 効果等の実績(社会変革効果の発現実績、温室効果ガス削減効果の発現実績、先導性・モデル性の有無、持続性の有無、地域連携性の有無、地域活性化効果の発現実績)
- ⑤ 課題

※ ④の「効果等の実績」の記載については、必須ではない。

※ ④の「温室効果ガス削減効果の発現実績」及び「地域活性化効果の発現実績」については、定量的に記載すること。

※ 2. ②「今後効果が期待される計画中的取組」については、④の「発現実績」を「発現の期待値」と読み替えること。

### 6. 提出期限・提出方法

(提出期限)

平成22年10月8日(金) 12:00必着

(提出方法)

提出については、以下の電子メールアドレスへ、応募書式を添付して、電子メールにより送付すること。あわせて、電子メールで送付した旨を、下記の担当まで電話にて連絡すること。

※電子メールアドレス g.eco\_model@cas.go.jp

※提出先(連絡先) 内閣官房地域活性化統合事務局 末松、山本

東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎7階 TEL 03-5510-2199

## 7. 応募後のスケジュール(予定)

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| ①協議会幹事会の開催       | 平成 22 年 10 月下旬頃  |
| ②有識者への照会         | 平成 22 年 11 月中旬頃  |
| ③受賞案件の決定(協議会幹事会) | 平成 22 年 12 月下旬頃  |
| ④国際会議にて事例発表(表彰)  | 平成 23 年 2 月 11 日 |